

評価基準

審査項目	評価割合	評価及び評価点数				
		極めて 良好	良好	普通	やや 不十分	不十分
1 企画提案書に関する項目	65／100					
①関連計画との整合性 本市の関連計画を十分に把握し、整合性を確保するための適切な手法がとられているか。	15点	15	12	9	6	3
②地域理解度 本市の状況や課題を整理し、実情に応じた実効性のある立地適正化計画を策定するための考え方が整理さえ、適切な手法がとられているか。	15点	15	12	9	6	3
③調査分析 計画策定に必要な調査項目及び手法が具体的かつ合理的で充実しているとともに、分析・検証の手法が具体的に示され、有効性があるか。	15点	15	12	9	6	3
④業務実施工程 スケジュールや進行管理が具体的かつ明確であり、無理がなく効率的であるか。	10点	10	8	6	4	2
⑤独自性 自社のノウハウや技術を活かし、独創性等の観点で優れた独自提案がなされているか。	10点	10	8	6	4	2
小計		／65				
2 実施体制に関する項目	20／100					
①配置予定主任技術者	10点	保有 資格	(ア) 技術士（建設部門：都市及び地方計画） 5点 (イ) R C C M（都市計画及び地方計画） 2点 同種業務（※1）実績がある場合、5点を加点する。			
②体制 業務の円滑な進捗を図るため、業務量の把握を適切に行い、作成資料等の品質を担保し、確実に実行できる体制がとられているか。また、市との業務分担や連携が明確であり、担当者等と協議を行う体制が充実しているか。	10点	10	8	6	4	2
小計		／20				
3 同種業務（※1）実績評価点 ※2	10／100	10	8	6	4	2
4 価格評価点 ※3	5／100	5	4	3	2	1
合計		／100				

《注釈》

※1 同種業務については、以下に該当するものとする。

令和7年4月1日から過去5年の間において、地方自治体等から立地適正化計画の策定業務（基礎調査、誘導区域・誘導施策・目標値の検討、計画案とりまとめを一連の業務として行ったもの。都市計画マスタープランの一部として策定したものを含む。）を受託し、令和7年3月31日までに完了したもの。

※2 実績評価点は、※1で掲げる業務の実績数に応じて、次のとおり定める。

実績数	20件以上	→極めて良好
実績数	15件以上から19件未満	→良好
実績数	10件以上から14件以下	→普通
実績数	5件以上から9件以下	→やや不十分
実績数	1件以上から4件以下	→不十分

※3 価格評価点は、委託上限額と最低見積価格の差額を5で除した額をAとし、以下の基準とする。

最低見積価格以上から（最低見積価格+A）未満	→ 極めて良好
（最低見積価格+A）以上から（最低見積価格+A×2）未満	→ 良好
（最低見積価格+A×2）以上から（最低見積価格+A×3）未満	→ 普通
（最低見積価格+A×3）以上から（最低見積価格+A×4）未満	→ やや不十分
（最低見積価格+A×4）以上から委託上限額以下	→ 不十分

《第一次審査項目》

参加を希望する事業者が5社を超える場合は、第一次審査を実施することとし、審査にあつては、提出された参加申込書等に基づき、都市計画課において評価基準2の①、3、4の項目について採点を行い、評価委員会において企画提案書提出者を選定する。